

国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例 逐条解説

令和3年 3月
まちづくり部 駅周辺整備課

第1章 総則

(設置)

第1条 交通の利便性を確保するとともに、市民の交流と活動の場を設けることにより駅前におけるにぎわいの創出を図り、もって豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、国分寺市国分寺駅北口駅前広場(以下「駅前広場」という。)を設置する。

【解説】

駅前広場を公の施設として位置付け、設置する趣旨を示したものです。駅前広場の設置により、鉄道、バス、タクシー等の各種交通の結節点として交通の利便性が確保され、また、駅前広場内に設置するイベント広場及びオープンスペースを、市民の交流と活動の場として様々なイベント等に御活用いただくことで駅前におけるにぎわいが創出され、豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するものと考えています。

(位置)

第2条 駅前広場の位置は、次のとおりとする。
国分寺市本町三丁目 3007 番

【解説】

駅前広場の位置を明示したものです。

(施設)

第3条 駅前広場に、次に掲げる施設を設置する。

- (1) イベント広場
- (2) オープンスペース
- (3) ロータリー区域

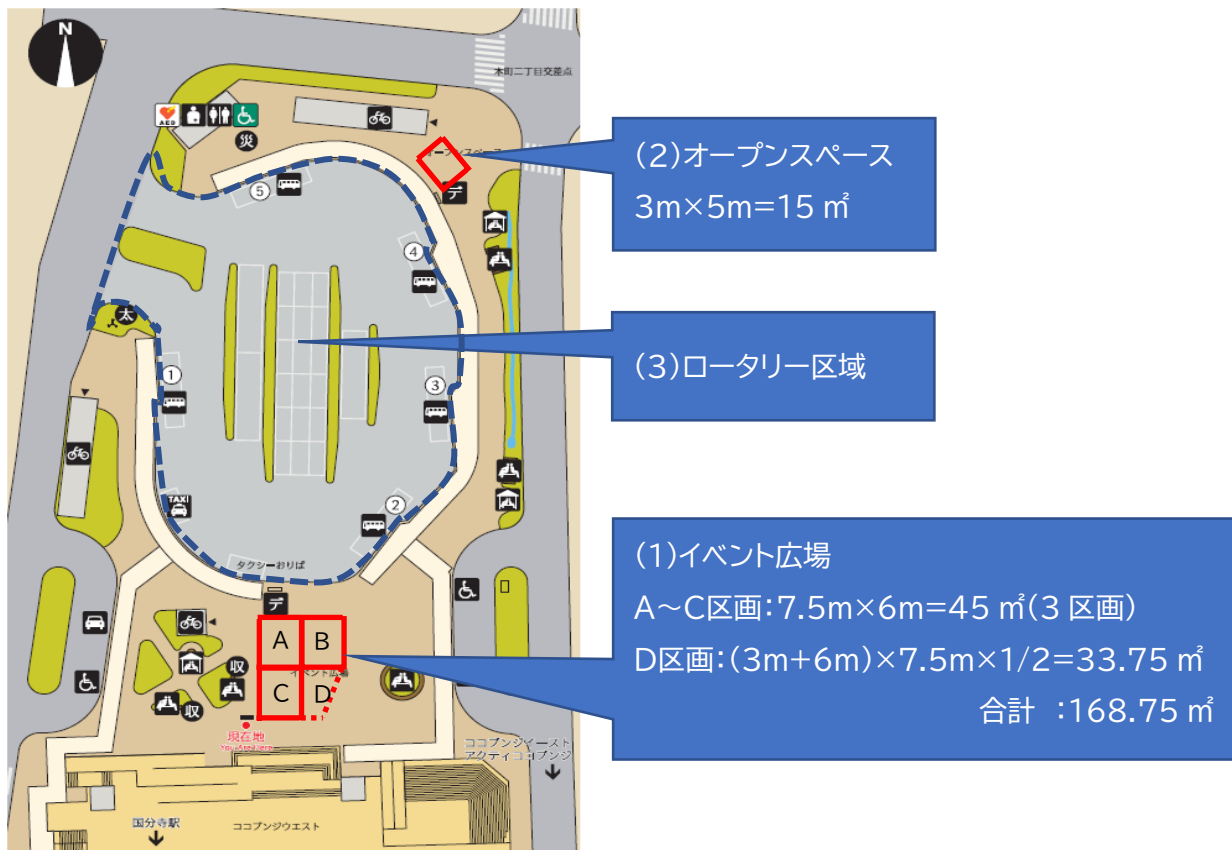
【解説】

駅前広場内に(1)から(3)までの各施設を設置する旨を示したものです。

なお、各施設の駅前広場内の位置は、【別図 各施設の位置】のとおりです。

この他、トイレ、倉庫、水景施設、植栽等、駅前広場には様々な施設や設備がありますが、本条では、本条例において具体的な条項のある施設のみを条例上の施設として位置付けています。

【別図 各施設の位置】



(行為の禁止)

第4条 駅前広場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 駅前広場又はこれに附属する設備及び器具を損傷するおそれのある行為
- (3) 管理上支障のある行為
- (4) その他市長が適当でないと認める行為

【解説】

駅前広場における禁止行為を規定したものです。

駅前広場は公の施設であり、利用について申請及び許可が必要となるイベント広場及びオープンスペース以外の部分も含め、駅前広場全体について、公の施設として必要な一般的な使用制限に係る内容を規定しています。

一方で、駅前広場は道路法上の道路でもあります。このため、本条に規定する禁止行為以外にも、関係法令、特に道路法や道路交通法等、道路に関する禁止行為が規定される法令の適用を受けます。例えば、「みだりに道路を損傷し、又は汚損すること」(道路法第43条第1項第1号)、「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまっていること」(道路交通法第76条第4項第2号)や、「交通のひんぱんな道路において、球戯を

し、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」(道路交通法第76条第4項第3号)などの行為は禁止されます。

これらの関係法令に係る違反行為について、市はその取締り等の権限を有するものではありませんが、駅前広場の管理者として見回りや声掛けをする、必要に応じて警察への通報を行う等、管理上必要な対応を行います。

第2章 イベント広場及びオープンスペース

(使用の許可)

第5条 祭礼行事, 演芸, 露店等の店を出す行為その他の駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為として規則で定めるものを行うためイベント広場及びオープンスペース(以下「イベント広場等」という。)並びにこれに附属する設備及び器具(以下「附属設備等」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は, あらかじめ市長に申請し, その許可を受けなければならない。

2 市長は, 前項の許可をする場合は, 管理上必要な条件を付することができる。

【解説】

(第1項関係)

イベント広場等を, 「祭礼行事, 演芸, 露店等の店を出す行為その他駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為として規則で定めるもの」のため使用しようとする場合, 市長の許可を受けなければならない旨を規定したものです。

イベント広場等については, 市民の交流と活動の場として各種イベント等で使用していただきながらも, 道路としての交通の安全を確保する必要があることから, 「駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為」のうち一定のものを, 許可を受けなければならない行為としています。

「祭礼行事」とは, 神社仏閣等の実施する祭事を言います。

「演芸」とは, 大道芸や音楽等を言います。

「露店」とは, 屋外で店を出すことを言います。

「その他駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為として規則で定めるもの」とは以下の(1)～(7)のとおりです。

(国分寺駅北口駅前広場条例施行規則)

第2条 条例第5条(使用の許可)第1項の駅前広場における交通に著しい影響を及ぼすような行為として規則で定めるものは, 次に掲げる行為とする。

- (1) 露店, 屋台店その他これらに類する店を出すこと。
- (2) 祭礼行事, 記念行事, 式典その他これらに類する催し物をする事。
- (3) ロケーション, 撮影会その他これらに類する行為をする事。
- (4) 拡声器, ラジオ, テレビ, 映写機等を備え付けた車両等により, 放送又は映写をする事。
- (5) 演説, 演芸, 奏楽, 放送, 映写その他の方法により, 人寄せをする事。
- (6) 消防, 水防, 避難, 救護その他の訓練を行う事。
- (7) 寄附を募集し, 若しくは署名を求め, 又は物を販売若しくは交付する事。

道路の使用については道路交通法により所轄警察署(小金井警察署)の道路使用許可を得ることとされていますが, イベント広場等における本条に基づく市長の許可の対象となる行為について

は、小金井警察署において道路使用許可を要しないとする解釈運用を行うものであることが確認されています。ただし、イベント広場等以外の部分を使用する場合、イベント広場等とそれ以外の区域をまたいで使用する場合、また、イベント広場内においても本条に規定されていない行為（例えば工事など）のため使用する場合は、小金井警察署より道路使用許可を受ける必要があります。

また、イベント広場等の附属設備等として、テント・養生マット・電源等があります。これらについても申請の上、許可を受け使用することができます。

（第2項関係）

許可をする場合、管理上必要な条件を付すことができる旨を規定したものです。

具体的には、設営・撤収の際は区画に歩行者が進入しないような措置をとること、車両を使用する場合は誘導員を配置する・決められたルートで進入する等の乗入れに関するルールを遵守すること等、安全対策に係る措置をすること等の管理上必要な条件を付す場合があります。

（使用の許可の制限）

第6条 市長は、第4条各号に掲げる行為のいずれかに該当すると認めるときは、イベント広場等の使用を許可しない。

【解説】

第5条の申請に基づくイベント広場等の使用においても、駅前広場全体における一般的な使用制限を定めた第4条各号に掲げる行為（禁止行為）を行うことはできず、そのためにイベント広場等の使用申請が行われたとしても、許可することはできないことを規定したものです。

（使用時間）

第7条 第5条第1項の規定による使用の許可に係るイベント広場等の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、土曜日及び休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に係る使用の場合については、申請者の申請に基づき、使用時間を午前8時から午後8時までとすることができる。ただし、イベント広場等の管理上不適当と認めるときは、この限りでない。

【解説】

イベント広場等を使用することができる時間を規定したものです。

（第1項関係）

イベント広場等は、午前9時から午後8時まで使用することができます。これ以外の時間帯は、駅前広場における通行量や近隣への影響を考慮し、使用することができません。

(第2項関係)

土曜日、日曜日及び祝日については、通勤・通学のための通行量が平日に比べ少なくなることから、管理上不適当である場合を除き、午前8時から使用することができます。

(使用料)

第8条 イベント広場等の使用料は、別表のとおりとする。

2 イベント広場等の附属設備等の使用料は、規則で定める。

3 前2項の使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

(第1項関係)

イベント広場等の使用料について規定したものです。

別表は以下のとおりです。

区分			(単位 円)				
			午前	午後1	午後2	午後3	全日
			午前9時～ 午前11時30分	午前11時45分～ 午後2時15分	午後2時30分～ 午後5時	午後5時15分～ 午後8時	午前9時～ 午後8時
イベント広場	平日	市民	600	600	600	600	2,200
		一般	1,200	1,200	1,200	1,200	4,400
区画A	土曜日及び休日	市民	720	720	720	720	2,700
区画B		一般	1,440	1,440	1,440	1,440	5,300
区画C							
イベント広場	平日	市民	500	500	500	500	1,900
		一般	1,000	1,000	1,000	1,000	3,700
区画D	土曜日及び休日	市民	600	600	600	600	2,200
		一般	1,200	1,200	1,200	1,200	4,400
オープンスペース	平日	市民	200	200	200	200	800
		一般	400	400	400	400	1,500
	土曜日及び休日	市民	240	240	240	240	900
		一般	480	480	480	480	1,800

備考

1 イベント広場の区画A、区画B及び区画Cにおける金額は、1区画当たりの金額とする。

【備考1 解説】

上記の表中イベント広場のうち「区画A区画B区画C」に示した額は、それぞれ区画A、区画B及び区画Cの1区画当たりの金額です。

例えば区画Aと区画Bを使用する場合、2区画分の使用料がかかります。

- 2 市民とは、市内に居住している者若しくは市内に居住している者の数が全体の2分の1以上の割合を占める団体が使用する場合又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人が当該事務所若しくは事業所が行う事業に使用する場合をいう。
- 3 一般とは、前項に規定する場合以外の場合をいう。

【備考2, 3 解説】

「市民」と「一般」の定義について示したものです。

- 4 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

【備考4 解説】

イベント広場等の使用に関し、使用までの準備時間及び使用終了後の片付け（原状回復）の時間は、使用時間に含まれることを定めたものです。

例えば、「午前」の区分のみを使用する場合、午前9時から午前11時30分までが使用時間となります。この場合、準備を開始できるのは午前9時以降となり、また午前11時30分までに片付け等を終え、原状回復がなされていなければなりません。

- 5 使用の許可をした使用区分を超過したときは、超過1時間(単位時間未満の端数は切り上げる。)につき、当該使用の許可をした使用区分に続く使用区分の使用料の1時間分に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。)を超過使用料として徴収する。

【備考5 解説】

使用時間を超過したときの超過使用料について規定したものです。

例えば、「午前」の区分(午前9時～午前11時30分)の使用許可を受けた方が、午後0時30分まで使用を1時間延長する場合、「午後1」(午前11時45分～午後2時15分)の使用料の1時間相当額を超過使用料とします。

また、単位時間未満の端数(例えば、30分の延長等)は1時間として切り上げて超過使用料の計算を行います。

- 6 一の使用区分とそれに続く使用区分について使用の許可を受けた場合の中間時間については、超過使用料を徴収しない。

【備考6解説】

使用者の入替えのため、各使用区分の間に15分の中間時間を設定していますが、連続して使用する場合、この時間の部分は超過使用料なしで使用できます。

7 使用者が次に掲げる用途で使用する場合は、使用の許可をした使用区分に係る使用料(使用の許可をした使用区分を超過した場合にあっては、超過使用分を含む。)に、第1号から第4号までの場合にあっては100分の50、第5号及び第6号の場合にあっては100分の100をそれぞれ乗じて得た額を加算する。

- (1) テレビの公開放映及び公開録画
- (2) ラジオの公開放送及び公開録音
- (3) 営業を目的とする録音、録画及び撮影
- (4) 営業を目的とする団体の宣伝行為
- (5) 物品の販売行為
- (6) 有料サービスの提供

【備考7解説】

使用目的が、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には50%増額(別表の額の1.5倍)、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合には100%増額(別表の額の2倍)となります。なお、第1号から第6号のうち複数に該当する場合には、該当号のうち、もっとも加算率が高い1つのみを該当号として扱います。例えば、(1)と(5)を同時に実施する場合、(5)のほうが加算率が高いので、100%増額(別表の額の2倍)として扱います。

8 使用者が同一の使用区分においてイベント広場の全ての区画を使用する場合は、使用料(使用の許可をした使用区分を超過した場合にあっては、超過使用分を含む。)に、100分の10を乗じて得た額を減額する。

【備考8解説】

使用区画数による使用料の減額について規定したものです。

例えば、「午前」にイベント広場の4区画すべてを使用する場合など、同一の使用区分ですべてのイベント広場の区画を使用するときは、4区画分の使用料の合計額から10%を減額します。

9 第7条第2項本文の規定により午前8時から使用する場合は、午前又は全日の使用区分の使用料に、当該使用料の1時間分に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。)を加算する。

【備考9解説】

第7条第2項の規定により、土曜日、日曜日及び祝日に午前8時から使用する場合は使用料の加算について規定したものです。

午前8時から午前9時までの時間を使用するのは使用区分が「午前」「全日」のいずれかですので、その1時間分に相当する額を加算します。

(第2項関係)

附属設備等の使用料は規則別表第2で以下のとおり規定しています。

- ・テント：50円/1張
- ・養生マット：100円/1枚
- ・電源：100円/1kw(使用する機器の使用電力より算出)

(第3項関係)

イベント広場等及び附属施設等の使用料の納入期限について定めているものです。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

【解説】

使用料の減免について規定したものです。

「特に必要があると認めるとき」とは、規則に規定する以下の内容です。

(国分寺駅北口駅前広場条例施行規則)

第8条 条例第9条(使用料の減免)に規定する使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に
じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業 免除
- (2) 国分寺市立学校設置条例(昭和39年条例第25号)に規定する学校が主催する事業 免除
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち市内に所在するもの(前号に規定する学校を除く。)が主催する事業 100分の50減額
- (4) 障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条(身体障害者手帳)の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条(精神障害者保健福祉手帳)の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定による療育手帳の交付を受けている者をいう。以下この号において同じ。)、障害者を扶養する者又はこれらの者で構成する団体が主催する事業 100分の50減額
- (5) その他市長が特に認める事業 100分の50減額又は免除

(使用料の不返還)

第 10 条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

【解説】

一度納入された使用料を返還しない旨を規定したものです。

「市長が相当の理由があると認めるとき」とは、規則に規定する以下の内容で、この内容に該当する場合は使用料の返還をすることができます。

(国分寺駅北口駅前広場条例施行規則)

第 9 条 条例第 10 条 (使用料の不返還) ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、変更等申請書に必要な事項を記入して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、イベント広場等の使用料にあつては当該使用料に別表第 3 に定める率を乗じて得た額を、附属設備等の使用料にあつては全額を返還する。

別表第 3 (規則第 9 条関係)

使用料の返還率

区分	返還率
使用者の責任でない理由により使用することができないとき。	100%
使用する日の 30 日前までに使用の取消しを申請したとき。	100%
使用する日の 20 日前までに使用の取消しを申請したとき。	75%
使用する日の 10 日前までに使用の取消しを申請したとき。	50%

(使用の許可の取消し等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベント広場等の使用の条件を変更し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他事故により使用が不可能になったとき。
- (4) その他市長が必要があると認めるとき。

【解説】

(1) から (4) までのいずれかに該当する場合、一度許可をした案件であっても、使用条件の変更又は使用許可の取り消しをすることができる旨を規定したものです。

(1)は、第4条に定める禁止行為を行った場合や、第8条に定める使用料を納入期限までに納入しなかった場合などです。

(2)は、申請の際に示していた使用目的と異なる目的での使用がされた場合や、許可の際に第5条第2項に基づき管理上の必要により付された条件に違反する使用がされた場合などです。

(3)は、災害その他事故により、イベント広場等が損壊するなどし、使用させることができない場合などです。

(4)は、(1)から(3)以外の場合で、明らかに使用条件の変更又は使用許可の取り消しが必要と認められる場合です。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、イベント広場等に特別の設備をし、又は附属設備等以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【解説】

条例第5条において、イベント広場等・附属設備等を使用する際はあらかじめ申請し許可を受けなければならない旨を規定しましたが、市が用意する以外の設備をする、又は附属設備以外の器具を持ち込み使用する場合にも同様にあらかじめ許可を受けなければならない旨を規定したものです。

具体的には、イベントのためステージや照明器具を持ち込み設置する場合などです。

(使用权の譲渡禁止)

第13条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

【解説】

使用者は、使用許可を受けた使用者以外の第三者にその権利を譲渡・転貸することができない旨を規定したものです。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、イベント広場等の使用を終了したとき又は第11条第1号、第2号若しくは第4号の規定に基づき使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

【解説】

イベント広場等における使用者の原状回復義務を規定したものです。

使用者は、イベント広場等の使用を終了した場合（第11条の規定による使用許可の取消しによる場合を含む。）には、直ちに附属設備等や使用者が持ち込んだ器具等の撤去回収、清掃等を行い、イベント広場等を原状に回復しなければなりません。

翌日の使用許可を得ている場合であっても、使用許可は使用区分ごとに与えられているものであるため、原状回復は必要となります。ただし、道路法の規定に基づき道路占用許可を受けている物件については、道路占用許可の内容に従って判断が必要となります。

（損害賠償の義務）

第 15 条 使用者は、イベント広場等又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

【解説】

市の施設・財産であるイベント広場等又は附属設備等を損傷・滅失した場合の損害賠償義務について規定したものです。

（使用の制限）

第 16 条 市長は、イベント広場等の管理上必要があると認めるときは、イベント広場等の使用を制限することができる。

【解説】

本規定は、イベント広場等の管理上必要がある場合に、その使用を一時的に制限することを定めたものです。例えば、暴風雨、豪雨、災害等が発生し、若しくは発生する可能性が高い場合や、イベント広場等が損壊しており修繕が必要と認められる場合、感染症の拡大が懸念される場合等、イベント広場等の安全な使用を確保することができないと認められる場合に、一時的にイベント広場等の使用を制限する措置を講ずることを規定したものです。

第3章 ロータリー区域

(維持管理料)

第 17 条 市長は、ロータリー区域の維持管理に必要な費用に充てるため、次に掲げる者に対し、維持管理料の負担を求めるものとする。

(1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第9条(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)第1項の一般乗合旅客自動車運送事業者(同法第5条(許可申請)第1項第3号の路線定期運行を行う者に限る。)であって、ロータリー区域をその路線に含むもの

(2) 道路運送法第9条の3(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)第1項の一般乗用旅客自動車運送事業者であって、ロータリー区域において運送の引受けを行うもの

2 前項の維持管理料の金額、徴収方法その他維持管理料に関する事項は、市長が別に定める。

【解説】

ロータリー区域の維持管理に必要な費用に関し、当該区域を使用する者に負担を求める旨を規定したものです。

ロータリー区域は、一般車両の進入は規制されており、バス及びタクシーのみが使用することができる区域です。一方、ロータリー区域も駅前広場の一施設として、市が整備し、将来にわたり適切に維持管理をしていかなければなりません。このことから、当該区域を主に使用して商業活動を行っているバス事業者及びタクシー事業者に対し、一定の費用負担を求めることを定めています。

なお、タクシー事業者については、ロータリー区域内で運送の引受けを行う（客を乗車させる）者のみが本条の対象となります。

(維持管理料の不返還)

第 18 条 既に徴収した維持管理料は、返還しない。

【解説】

一度納入された維持管理料を返還しない旨を規定したものです。

第4章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条例を施行するに当たり、必要な細部の事項を市長が規則等により定める旨を規定したものです。

規則のほか、国分寺市行政手続条例に基づき、申請に係る審査基準及び不利益処分に係る処分基準を定めるとともに、使用方法等を市民の皆様に分かりやすく示すためのガイドラインを作成します。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月15日から施行する。

【解説】

条例の施行期日を規定したものです。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前においても、第5条に規定する申請その他必要な準備行為に関し、必要な手続を行うことができる。

【解説】

附則第1項に規定した施行の日の前であっても、必要な手続を行うことができる旨を規定したものです。

具体的には、施設の使用に関する説明会の実施や、施行日以後の使用予約のための手続を条例公布後から施行日の前日までの間に行うというものです。